

# 栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和2年7月22日(水)

午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁 A

栃木市生活環境部保険医療課

令和2年度第2回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和2年7月22日(水)午後1時～

場 所 栃木市役所 3階 正庁A

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付（栃木市議会推薦委員）

4 委員紹介（栃木市議会推薦委員）

5 会議録署名者指名

6 議 事

(1) 会長の選挙について 資料1

(2) 令和2年度事業計画(案)について 資料2

(3) 市長の専決処分について 資料3

(栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(4) 令和元年度国民健康保険特別会計決算について 資料4

(5) 令和元年度データヘルス事業の実績について 資料5

(6) その他

7 閉 会

## (1) 会長の選挙について

公益代表委員のうち、栃木市議会から選出された委員については、6月定例会市議会の正副議長選出に伴い、改めて委員の推薦をいただきました。現在、会長が不在であることから、新たに会長を選出するもの。

任期は、令和2年7月22日から令和3年6月30日までとする。

会 長	
職務代理者	

## 【参考】

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

## （会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## 栃木市国民健康保険規則（抜粋）

## （選挙）

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

## （任期）

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

第6条～第8条 略

## （議長）

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともにかけた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

## 令和2年度事業計画（案）

開催日	内 容
令和2年 4月27日～5月1日 (書面開催)	第1回 国民健康保険運営協議会の開催（書面開催） (1) 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について
7月22日	第2回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 会長の選挙について (2) 令和2年度事業計画(案)について (3) 市長の専決処分について (栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (4) 令和元年度国民健康保険特別会計決算について (5) 令和元年度データヘルス事業の実績について (6) その他
10月22日	国保運営協議会委員研修会の開催 (宇都宮市東市民活動センター) (県国保連合会、県運営協議会長会主催)
令和3年 1月下旬	第3回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 令和3年度国民健康保険特別会計予算(案)について
2月上旬	優良保険者視察研修会の開催（県外日帰り）

※上記のほか、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合があります。

## 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 背景及び目的

令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）において国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得判定基準が改正されることになったことから、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

## 2 改正の概要

- (1) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準において、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準については28万円から28万5千円に、2割軽減の基準については51万円から52万円に引き上げること。
- (2) 令和2年4月1日から施行とすること。

## 3 他市の状況

他の自治体においても、同様の改正が行われる予定。

## 4 改正に伴う財政的作用

令和2年度において、国民健康保険税が約520万円減額となり、保険基盤安定繰入金が増額になると見込まれる。

## 栃木市条例第9号

### 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現

行

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

## 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計決算総括表

(単位:円)

歳入	款	当初予算額	補正額	計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1.	国民健康保険税	4,105,320,000	△ 338,068,000	3,767,252,000	6,119,773,435	4,082,163,300	138,666,449	1,898,943,686
2.	一部負担金	4,000	0	4,000	0	0	0	0
3.	使用料及び手数料	2,501,000	0	2,501,000	2,343,910	2,343,910	0	0
4.	国庫支出金	1,000	1,430,000	1,431,000	22,668,000	22,668,000	0	0
5.	県支出金	12,568,784,000	647,532,000	13,216,316,000	12,831,981,571	12,831,981,571	0	0
6.	財産収入	2,400,000	0	2,400,000	11,714	11,714	0	0
7.	繰入金	1,430,914,000	△ 24,436,000	1,406,478,000	1,406,476,913	1,406,476,913	0	0
8.	繰越金	12,073,000	682,483,000	694,556,000	694,556,363	694,556,363	0	0
9.	諸収入	23,357,000	37,919,000	61,276,000	73,530,628	68,695,557	0	4,835,071
10.	市債	1,000	0	1,000	0	0	0	0
	合計	18,145,355,000	1,006,860,000	19,152,215,000	21,151,342,534	19,108,897,328	138,666,449	1,903,778,757

(単位:円)

歳出	款	当初予算額	補正額	流用及び予備費充用	計	支出済額	不用額
1.	総務費	215,188,000	5,996,000	0	221,184,000	204,296,808	16,887,192
2.	保険給付費	12,415,355,000	482,254,000	0	12,897,609,000	12,502,680,995	394,928,005
3.	国民健康保険事業費納付金	5,325,000,000	△ 20,559,000	0	5,304,441,000	5,304,438,378	2,622
4.	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	0	1,000
5.	保健事業費	139,313,000	0	0	139,313,000	107,886,078	31,426,922
6.	積立金	2,400,000	476,104,000	0	478,504,000	476,115,714	2,388,286
7.	公債費	166,000	0	0	166,000	0	166,000
8.	諸支出金	17,932,000	63,065,000	1,182,000	82,179,000	80,663,500	1,515,500
9.	予備費	30,000,000	0	△ 1,182,000	28,818,000	0	28,818,000
	合計	18,145,355,000	1,006,860,000	0	19,152,215,000	18,676,081,473	476,133,527

歳入歳出差引残額 432,815,855 円

歳入歳出差引残額

令和元年度栃木市国民健康保険特別会計決算事項明細書

(単位:円)

歳入	科目	予算現額	調定額	収入済額	備考
1款	国民健康保険税	3,767,252,000	6,119,773,435	4,082,163,300	還付未済額 5,961,600円 前年度比 92.53% △ 329,683,634円
	一般被保険者国民健康保険税	3,752,718,000	6,101,791,433	4,078,051,286	収入額前年度比 対前年度比 △ 1.47 66.74% 88.87% 0.21 92.87% 88.82% 0.26 △ 313,083,568 86.31% △ 0.05 17.22% 1.08 17.58% 1.04 18.24% 0.75
	退職被保険者等国民健康保険税	14,534,000	17,982,002	4,112,014	収入額前年度比 対前年度比 △ 29.85 22.87% 75.92% △ 19.91 73.04% △ 22.70 76.12% △ 20.04 17.25% 1.02 17.84% 1.53 18.49% 1.31
2款	一部負担金	4,000	0	0	
	一部負担金	4,000	0	0	
3款	使用料及び手数料	2,501,000	2,343,910	2,343,910	前年度比 96.75% △ 78,620円
	手数料	2,501,000	2,343,910	2,343,910	保険税督促手数料
4款	国庫支出金	1,431,000	22,668,000	22,668,000	前年度比 2181.71% 21,629,000
	国庫補助金	1,431,000	22,668,000	22,668,000	
	災害臨時特例補助金	1,000	21,238,000	21,238,000	東日本大震災の避難者及び台風第19号の被災者に係る保険税及び一部負担金の減免に対する補助金
	社会保障・税番号システム整備費補助金	1,430,000	1,430,000	1,430,000	社会保障・税番号制度システム整備費補助金

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
5款 県支出金	13,216,316,000	12,831,981,571	12,831,981,571	前年度比 101.62% 204,911,050円
県交付金	13,216,315,000	12,831,981,571	12,831,981,571	
普通交付金	12,835,879,000	12,455,093,571	12,455,093,571	療養給付費等に係る普通交付金
特別交付金	380,436,000	376,888,000	376,888,000	保険者努力支援分(国庫分) 64,201,000円 特別調整交付金(国庫分) 115,374,000円 保険者努力支援分(県費分) 162,775,000円 特定健康診査等に係る負担金(国庫・県費分) 29,904,000円 特定健康診査等負担金分(過年度分) 4,634,000円
財政安定化基金交付金	1,000	0	0	
財政安定化基金交付金	1,000	0	0	
6款 財産収入	2,400,000	11,714	11,714	前年度比 43.57% △ 15,172円
財産運用収入	2,400,000	11,714	11,714	保険財政調整基金利子
7款 繰入金	1,406,478,000	1,406,476,913	1,406,476,913	前年度比 96.42% △ 52,235,921円
他会計繰入金	1,406,477,000	1,406,476,913	1,406,476,913	保険基金安定繰入金(保険料軽減分) 702,975,492円 保険基金安定繰入金(保険者支援分) 377,518,517円 出産育児一時金繰入金 30,800,000円 財政安定化支援事業繰入金 43,535,000円 人件費繰入金 129,806,000円 事務費繰入金 93,399,904円 地方単独事業保険給付費繰入金 28,442,000円
基金繰入金	1,000	0	0	

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
8款 繰越金	694,556,000	694,556,363	694,556,363	前年度比 71.18% △ 281,282,192円
前年度繰越金	694,556,000	694,556,363	694,556,363	前年度繰越金
9款 諸収入	61,276,000	73,530,628	68,695,557	前年度比 177.08% 29,903,134円
延滞金、加算金及び過料	11,107,000	16,051,659	16,051,659	
市預金利子	1,000	0	0	預金利子
雑入	50,168,000	57,478,969	52,643,898	第三者納付金 8,912,265 円 返納金 5,746,221 円 雇用保険料等 37,985,412 円
10款 市債	1,000	0	0	
財政安定化基金借入金	1,000	0	0	
歳入合計	19,152,215,000	21,151,342,534	19,108,897,328	前年度比 97.92% △ 406,852,355円

(単位:円)

歳出

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
1款 総務費	221,184,000	204,296,808	16,887,192	前年度比 100.23% 469,981
一般管理費	185,079,000	173,578,374	11,500,626	職員人件費 16人 109,248,154円 県市町村総合事務組合負担金 12,085,776円 臨時職員共済費 1,274,216円 国民健康保険事務費 44,544,168円(電算処理委託料他) 診療報酬明細書点検事務費 6,426,060円(臨時職員賃金)
連合会負担金	4,205,000	4,111,300	93,700	
賦課徴収費	30,963,000	26,399,134	4,563,866	賦課事務費 18,244,263円(電算処理委託料他) マルチポイント口座振替事業費 380,102円(ネットワーク使用料他) 収納員設置事業費 1,919,723円(収納員報酬他) 徴収事務費 5,570,648円(電算処理委託料他) 臨時職員共済費 284,398円
運営協議会費	937,000	208,000	729,000	
2款 保険給付費	12,897,609,000	12,502,680,995	394,928,005	前年度比 100.65% 80,337,170
一般被保険者療養給付費	11,028,180,000	10,736,145,118	292,034,882	前年度からの増減 前年度比 100.72% 621,425件 △ 39,276件
退職被保険者等療養給付費	35,000,000	4,753,548	30,246,452	12.92% 360件 △ 2,566件
一般被保険者療養費	93,996,000	86,332,034	7,663,966	93.10% 11,353件 △ 775件
退職被保険者等療養費	300,000	22,162	277,838	3.66% 4件 △ 61件
審査支払手数料	33,120,000	32,516,761	603,239	99.99% 48円×387,530件 △ 14,378件 50.5円×275,559円
一般被保険者高額療養費	1,638,083,000	1,587,598,267	50,484,733	104.01% 23,857件 △ 76件
退職被保険者等高額療養費	5,000,000	660,400	4,339,600	12.47% 5件 △ 60件
一般被保険者高額介護合算療養費	1,600,000	1,024,635	575,365	139.93% 40件 3件

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
退職被保険者等高額介護合算療養費	200,000	0	200,000	0件 0件
一般被保険者移送費	300,000	0	300,000	0件 0件
退職被保険者等移送費	100,000	0	100,000	0件 0件
出産育児一時金	46,200,000	38,609,170	7,590,830	71.13% 96件 △ 34件
支払手数料	30,000	18,900	11,100	73.77% 210円×90件 △ 32件
葬祭費	15,500,000	15,000,000	500,000	109.89% 5万円×300件 27件
3款 国民健康保険事業費納付金	5,304,441,000	5,304,438,378	2,622	前年度比 109.49% 459,621,358円
一般被保険者医療給付費分	3,728,412,000	3,728,411,896	104	一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金
退職被保険者等医療給付費分	572,000	571,682	318	退職被保険者等医療給付費分国保事業費納付金
一般被保険者後期高齢者支援金分	1,149,821,000	1,149,820,407	593	一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	183,000	182,274	726	退職被保険者等後期高齢者支援金等分国保事業費納付金
介護納付金分	425,453,000	425,452,119	881	介護納付金分国保事業費納付金
4款 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	
財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	
5款 保健事業費	139,313,000	107,886,078	31,426,922	前年度比 105.05% 5,182,864円
特定健康診査等事業費	90,909,000	71,934,195	18,974,805	特定健康診査事業費 67,166,661 円(特定健診委託料 8,726件他) 特定保健指導事業費 4,416,438 円(管理栄養士報酬他) 臨時職員共済費 351,096 円
保健衛生普及費	48,404,000	35,951,883	12,452,117	健康啓発事業費 57,486 円(エイズ予防パンフレット) 人間ドック検診事業費 20,273,897 円(検診委託料 1,020件他) 医療費通知事業費 3,657,047 円(郵便料他 40,925件)

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
保健衛生普及費				後発医薬品差額通知事業費 245,425 円(郵便料他 1,724件) 国保歯周疾患検診事業費 613,088 円(検診委託料 176件) データーヘルス事業費 7,334,143 円(臨時職員賃金他) 糖尿病性腎症重症化予防事業費 3,474,179 円(保健指導委託料他) 臨時職員共済費 296,618 円
6款 積立金	478,504,000	476,115,714	2,388,286	前年度比 48.79% △ 499,711,172円
保険財政調整基金積立金	478,504,000	476,115,714	2,388,286	
7款 公債費	166,000	0	166,000	前年度比 0円
利子	165,000	0	165,000	一時借入金利子
財政安定化基金償還金	1,000	0	1,000	
8款 諸支出金	82,179,000	80,663,500	1,515,500	前年度比 29.69% △ 191,012,048円
一般被保険者保険税還付金	18,082,000	17,439,306	642,694	一般被保険者過誤納還付金
退職被保険者等保険税還付金	500,000	2,294	497,706	退職被保険者等過誤納還付金
償還金	58,031,000	58,029,481	1,519	国県支出金返還金
一般被保険者還付加算金	500,000	156,700	343,300	一般被保険者過誤納還付加算金
退職被保険者還付加算金	30,000	0	30,000	退職被保険者等過誤納還付加算金
繰出金	5,036,000	5,035,719	281	一般会計繰出金
9款 予備費	28,818,000	0	28,818,000	
予備費	28,818,000	0	28,818,000	
歳出合計	19,152,215,000	18,676,081,473	476,133,527	前年度比 99.23% △ 145,111,847円